

令和2年度 公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会事業計画書

I 基本方針

本年は、東京オリンピック・パラリンピックの開催により、ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づいた心のバリアフリー等への取り組みや、障害者権利条約の実施状況について、国連障害者権利委員会による初めての審査が行われるなど、長年にわたり積み上げられてきた障害者に対する取り組みの成果が問われる年であり、国での障害者差別解消法の見直し検討や、滋賀県での「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の全面施行に続く(仮称)新・滋賀県障害者プランの策定に向けて検討されるなど、障害者を取り巻く環境が変わり、新たな一歩が踏み出されようとしています。

しかし、障害者が地域で安心して生活するためには、まだまだ多くの課題が残されており、相次ぐ自然災害発生時の障害者支援や、安全に利用できる移動手段の確保、障害を理由とする不当な差別や合理的配慮の不提供などの事例はなくなり、より一層、障害者理解を深めることが必要です。

このため、当協会は当事者団体として、障害者自らも障害者差別解消法や条例の啓発に努めるとともに、相談機関として差別的取扱いや合理的配慮に関する相談に適切に対応できるよう取り組みます。また、今年、滋賀県身体障害者福祉大会が70回記念大会となることから、今まで積み上げてきた経験を活かし、国や県における障害者を取り巻く制度や施策の改善要望や施策提言を、関係機関・団体と協力し積極的に行って参ります。

また、指定管理者である県立障害者福祉センターの経営については、第3期指定管理期間の最終年として、今まで積み上げてきた経験をさらに活かし、中期経営計画の下、次期指定管理者として指名されるよう、より一層の利用者サービスの向上に取り組んで参ります。

この基本方針を踏まえて、次の事業計画に掲げる諸事業を実施・促進することとします。

II 事業計画

1. 協会の健全な運営

公益財団法人として、法制度に基づき適正な法人の運営と財政基盤の確保に取り組み、障害者福祉の向上と協会の健全な運営に努めます。

(1) 法人諸会議の開催

定款に基づき、法人運営に必要な評議員会や理事会等の円滑な運営を図ります。

- ① 評議員会の開催
- ② 理事会の開催
- ③ 監事会の開催
- ④ 三役会の開催

(2) 日本身体障害者団体連合会(以下「日身連」という。)や近畿ブロック連絡協議会への参画

上部団体である日身連や近畿ブロック連絡協議会が実施する会議等に参加し、意見要望等について審議をするとともに情報の共有を行います。

- ① 日身連評議員会への出席
- ② 近畿ブロック団体長会議等への出席

(3) 公益目的等付帯業務の実施と安定した財源の確保

公益目的事業を実施するための安定した財源の確保に向けて、次の事業を実施します。

- ① 日身連収益事業所が実施するカタログ販売の斡旋
- ② 基本財産等の有効的な運用
- ③ 自動販売機の設置拡大
- ④ 広報紙や開催事業への広告協賛や賛同企業による寄付の拡大

- ★ ⑤ 企業等からの寄付金受入の推進

2. 地域等組織の活性化の支援

協会の組織基盤である地域団体や、障害別団体の体制強化と活動の活性化のための支援をします。

(1) 組織活性化のための地域等支援の取り組み

組織活性化部会での検討を通じて、地域等組織活動活性化事業等の取り組みにより地域等を支援し、地域等組織の基盤強化と活性化を図ります。

- ① 組織活性化部会の開催
- ② 地域等組織活動活性化事業の実施
- ③ 地域等との意見交換会の場「これからを語る懇談会」の実施
- ④ 広報紙等による地域会員の募集と協会活動の啓発
- ⑤ 市長会、町村会への協力要請

(2) 地域活動への協力

県立障害者福祉センターにおける文化教室の地域開催などにより、県内各地域の活動に対する事業連携や支援に取り組みます。

3. 県立障害者福祉センターの指定管理者としての経営

滋賀県立障害者福祉センターの指定管理者として第三期の指定管理期間の最終年なる今年度は、「利用者一人ひとりに寄り添い、ともに成長するセンター」をモットーに、福祉センターの経営方針・経営目標の下、設置目的に沿った管理運営を進めます。

また、昨年開設30周年を迎え、今年度は、新たなスタートを切るとともに、三期目のまとめの年となる事から、成果と課題の整理をし次期指定管理を受けられるよう、サービスの向上と業務の効果的効率的な運営に努め、障害者福祉の増進を図ります。

4. 関係機関・団体との連携強化

障害者福祉施策の推進と課題解決に向けて、関係機関・団体と連携し、相互に協力し支援するとともに情報交換を図り、制度改善要望や政策提言などを積極的に行います。

また、福祉関係団体が実施する事業への協力と参加促進を図ります。

(1) 障害者福祉に関する要望活動等の実施

国や県、市町等に対し、障害者福祉に関する制度や施策、予算等に関する要望活動を実施します。

- ① 滋賀県身体障害者福祉大会決議事項の要望活動の実施
- ② 滋賀県予算対策要望検討委員会に参画し、提言と要望活動の実施
- ③ 協会実施事業等にかかる支援等要望活動の実施

(2) 関係機関や団体等への委員の参画

県の関係機関等が主催する委員会等に参画し、共生社会の実現に向けた取り組みにおいて、当事者として、障害者の自立と社会参加のための意見や提言を行います。

- ① 滋賀県社会福祉審議会委員
- ② 滋賀県障害者施策推進協議会委員
- ③ 滋賀県リハビリテーション協議会委員
- ④ 滋賀県予算対策要望検討委員会委員
- ⑤ 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会委員
- ⑥ 大津湖南エリア地域公共交通活性化協議会委員
- ⑦ その他関係機関・団体の委員等

(3) 関係機関や団体等が実施する事業への協力

県の関係機関や福祉団体等が実施する次の事業に参画し、周知と積極的な参加を図ります。

- ★ ① 車椅子ハート調査隊による宿泊施設・公共交通機関のバリアフリー調査
- ② 第10回ぴかっtoアート展
- ③ 第22回糸賀一雄記念賞授賞式および糸賀一雄記念賞第19回音楽祭
- ④ 第5回滋賀県多職種連携学会研究大会

5. 障害者社会参加推進活動の充実

障害の有無にかかわらず、だれもが地域で安心して暮らせる社会(共生社会)づくりに向けて、関係団体・機関の協力の下、当事者団体(身体障害、知的障害、精神障害)を包括する障害者社会参加推進センターを核として障害者の社会参加を図る事業活動の充実を図ります。

(1) 滋賀県障害者社会参加推進センターの強化と活動の充実

障害の有無にかかわらず、だれもが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりへ向けて、関係団体・機関の協力の下に、障害者の多種多様な需要の把握から対応までを一本化し、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策の体系的、効果的・効率的な推進を図るため、次の事業を実施します。

- ① 滋賀県障害者社会参加推進協議会の開催
- ② 障害者差別解消推進事業の実施
- ③ 障害者週間啓発・推進事業の実施
- ④ 障害者差別に係る相談窓口の設置
- ⑤ 障害者による書道・写真全国コンテストの作品募集
- ⑥ 滋賀県障害者社会参加推進センターホームページの充実
- ⑦ 中央障害者社会参加推進センター研修会等への参加

(2) 社会参加促進事業の推進

各障害者団体ならびに各地域において、障害者が住みなれた地域社会の中で自立し、社会参加を図るため、次の事業を実施します。

- ① オストメイト社会適応訓練
- ② 車椅子生活行動訓練
- ③ 腎臓障害者生活行動訓練
- ④ 音声機能障害者発声訓練
- ⑤ 安全な日常生活のための講習・訓練

6. 身体障害者相談員の資質向上と活動強化

各市町の身体障害者相談員が地域の障害者の日常相談に適切に対応するとともに、新たな関係法令等に関する知識を深めるための研修会を実施するとともに、関係の研修会等への参加を促進します。

(1) 滋賀県身体障害者相談員研修会の開催

各市町の身体障害者相談員が、地域で日常の相談業務に必要な法制度等に関する研修会を開催します。

- ① 滋賀県身体障害者相談員研修会(北部地域)
令和2年7月11日(土) ひこね市文化プラザ
- ② 滋賀県身体障害者相談員研修会(南部地域)
令和2年 月 日(土) 会場 未定

(2) 日身連近畿ブロック身体障害者相談員研修会への参加

身体障害者相談員の資質向上と情報共有のため、近畿ブロックの研修会に参加します。

第22回日身連近畿ブロック身体障害者相談員研修会への参加
令和2年11月18日(水) 和歌山県

(3) 日身連等が主催する全国研修会等への参加

7. 身体障害者福祉大会開催と参加

障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的な人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる共生社会づくりに向けて、障害者が当面する諸問題の解決と更なる福祉の向上をめざし、障害者が一堂に会し、その取り組みをアピールし、交流の輪を広げることを目的に、県福祉大会を開催するとともに、全国、近畿の大会に参加します。

★ (1) 第70回記念滋賀県身体障害者福祉大会の開催と記念誌の作成

令和2年10月4日(日) 守山市民会館(守山市民ホール)

(2) 第65回日本身体障害者福祉大会 ひろしま大会への参加

令和2年6月4日(木) 広島県立総合体育館(グリーンアリーナ)

(3) 第40回日身連近畿ブロック福祉大会への参加

令和2年11月18日(水) 和歌山県

8. 青壮年部活動の充実強化

協会の中核的組織としてリーダーの育成や組織の基盤強化を図るとともに、青壮年部層の社会参加促進のための事業を実施し、活動の充実強化を図ります。

(1) 青壮年部交流会の実施

青壮年部層の拡大と活動の強化のため、他府県の青壮年部や地域の更生会等との交流会や研修会を開催し、活動の活発化を図ります。

① 第7回青壮年部交流会の開催

② 令和2年度青壮年部研修交流会の実施

③ 令和2年度地域交流会の実施

④ 第52回岐阜県身体障害者福祉協会青壮年部大会への参加

(2) 県立障害者福祉センター事業への参加・協力

① 第30回記念夏まつりへの参画

★ ② わくわく体験広場への協力

③ センターが主催する教室等への積極的参加

(3) その他関係団体が主催する事業への参加

風船バレーボール大会(関西大会・こなん交流大会)等への参加

(4) 青壮年部役員会の開催

定期的に青壮年部役員会を開催し、青壮年部事業を企画立案します。

9. 顕彰事業

長年にわたり、身体障害者の更生援護に貢献された方や自ら障害を克服し自立更生し他の模範となっている方等の表彰を行うとともに、各種表彰に候補者を推薦します。

(1) 滋賀県身体障害者福祉協会会長表彰の実施

(2) 関係機関・団体等が実施する表彰制度への推薦

① 滋賀県知事表彰への推薦

② 日身連会長表彰への推薦

③ 厚生労働大臣表彰への推薦

④ 滋賀県障害者スポーツ協会表彰への推薦

⑤ その他関係団体等が実施する表彰への推薦

10. 情報提供活動の充実

障害者への情報の提供と協会の主催事業および各地域での取り組みを広く周知するため、広報誌を発行するとともにホームページ等による各種の情報提供活動を行います。

- (1) 機関紙「県身協」の発行(年4回)
- (2) 機関紙「日身連」の購買支援(毎月)
- (3) ホームページ等による情報提供

11. 心身障害者扶養共済制度の推進

身体障害者の扶養共済制度の普及を図るとともに適正な取扱い事務を行います。

12. JRジパング倶楽部の事務手続き

障害者手帳所持者で男性60歳以上、女性55歳以上の方が加入できる「JRジパング倶楽部特別会員制度」への加入促進を図るとともに、適正な取扱い事務を行います。